

平成31年1月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(行コ)第106号 損害賠償等請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成29年(行ウ)第158号)

口頭弁論終結日 平成30年11月30日

判 決

大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

控訴人(1審原告) 小林 洋 一

大阪府和泉市府中町2丁目7番5号

被控訴人(1審被告) 和泉市長 辻 宏 康

同訴訟代理人弁護士 比 嘉 廉 丈

橋 本 匡 弘

大阪府高石市取石5丁目8番15号

被控訴人補助参加人 社会福祉法人遺徳会

同代表者理事長 嶋 田 祐 史

同訴訟代理人弁護士 瀬 戸 康 富

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 当審における訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、辻宏康に対し、2470万4000円及びこれに対する平成29年9月21日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

- 3 被控訴人は、被控訴人補助参加人に対し、2470万4000円及びこれに対する平成29年9月21日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要（以下、略語は特記しない限り原判決の例による。）

1 事案の要旨

- (1) 本件は、和泉市の住民である控訴人が、児童発達支援センター和泉はつがの園（本件施設）を運営する被控訴人補助参加人に対して和泉市が和泉市児童発達支援センター事業補助金交付要綱（本件要綱）に基づいて交付した平成28年度児童発達支援センター事業補助金（本件補助金）は、本件要綱の補助対象事業（本件事業）のうち既に実施された同年度（同年4月1日から平成29年3月31日まで）の事業（本件補助対象事業）を対象に、赤字補填を目的として交付されたものであり、地方自治法232条の2の定める「公益上必要がある場合」の要件を満たさず、その支出は違法・無効であるなどと主張して、同法242条の2第1項4号に基づき、和泉市の執行機関である被控訴人を相手に、①その当時から和泉市長の職にある辻宏康（辻）に対し、不法行為に基づく損害賠償金2470万4000円及びこれに対する遅延損害金を和泉市に支払うよう請求することを求めるとともに、②被控訴人補助参加人に対し、不当利得金2470万4000円及びこれに対する民法704条所定の利息を和泉市に支払うよう請求することを求める住民訴訟の事案である。

なお、控訴人は、本件補助金の「支出」の違法・無効を主張するが、その趣旨は、平成29年3月27日にされた本件補助金の交付決定（ただし、同月31日付けで減額変更されたもの。本件交付決定）及び同年5月22日にされた本件補助金の支出命令の違法・無効を主張するものと解される。

- (2) 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

2 関係法令等の定め

次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2（原判決2頁25行目から4頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁4行目の「規定する」の後に「(乙8)」を、同5行目の「施行された」の後に「(弁論の全趣旨)」をそれぞれ加える。
- (2) 原判決3頁8行目の「本件要綱により」を「本件要綱は」に改める。
- (3) 原判決3頁25行目末尾の後に行を改めて次のとおり加え、同26行目の「オ」を「カ」に、同4頁3行目の「カ」を「キ」にそれぞれ改める。

「オ 補助金の交付を受けようとする者は、児童発達支援センター事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（(1)事業計画書、(2)収支予算書、(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類）を添えて、市長に対し、その指定する日までに申請しなければならない（5条）。」

3 前提事実（当事者間に争いが無い、掲記証拠（書証番号は特記しない限り枝番号を含む。以下同じ。）又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

原判決の「事実及び理由」欄の第2の3（原判決4頁7行目から6頁21行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

後記のとおり当審における補充主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2の4（原判決6頁23行目から10頁12行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決10頁4行目から5行目にかけての「賃金構造基本統計調査」の後に「(乙9)」を加える。

(当審における補充主張)

(1) 控訴人

ア 本件補助金の交付自体が公益に資することについては争わないが、問題は、本件補助金が補助対象事業の事実上終了した状態で交付されたことで

ある。

イ 被控訴人補助参加人は、本件施設への機能訓練士等の加配を前提に応募したものであるから、これに伴う人件費の増加は被控訴人補助参加人が負担すべきものである。人件費の増加を放課後等デイサービスの収益で補填しようとしていた被控訴人補助参加人の見通しが狂ったからといって、和泉市が責任を負う理由はない。本件施設の収支を平成28年度と平成29年度とで比較すると、放課後等デイサービスの利用者が減少しているにもかかわらず、収支は大幅に改善しており（甲12～14）、赤字の原因が全て放課後等デイサービス事業の不振であるとの前提は失当である。したがって、放課後等デイサービス事業者の急増という社会的事象が赤字の誘因であるから、和泉市も応分の負担をすべきとの論は成り立たない。

また、和泉市が負担すべき機能訓練士等の加配に伴う人件費を補助金で交付することは、相当の反対給付を被控訴人補助参加人に求める点で、補助金等は「相当の反対給付を受けないものをいう」との和泉市補助金等交付規則（乙8）2条に反し許されない。委託料又は負担金等の予算科目により措置すべきものである。

ウ 本件補助金は平成28年度に実施された本件補助対象事業に対し支出されたが、同年度の事業が完了した後に支出されたものであるから、その効果は平成29年度以降の本件事業に関するものとなる。

しかし、平成29年度以降の機能訓練士等の加配に伴う人件費は、改めて補助金を申請すれば認められる可能性が高く、その補助金で賄うことができるから、被控訴人補助参加人が機能訓練士等の加配を解消する可能性はない。現実に平成29年度の補助金は既に交付され、平成30年度についても補助金の交付決定がされている（甲12）。

また、本件事業を行う医療法人徳洲会は多額の利益剰余金を有しており、本件補助金がなくても、損失は徳洲会グループで十分吸収が可能である。

さらに、被控訴人補助参加人は、国庫等からも1億8650万3000円の補助を受けており、被控訴人補助参加人も5億1800万円の投資を行っているから（甲13）、簡単に事業廃止を行うことは考えられない。

エ 単なる赤字補填を目的とした公的支援は行うべきではない。地方公共団体が出資する第三セクターに対する公的支援ですら、その当否については厳格に検討すべきこととされている。ましてや、一任意団体にすぎない被控訴人補助参加人が運営する本件施設に対しては、安易な財政支援をすべきではない。

和泉市も財政的に余裕のある状況とはいえ、本件補助金については和泉市議会でも多くの疑問が出されており、最終的には可決されたものの、議会の議決によって法令上違法な支出が適法な支出となるわけではない。

オ 以上を総合的に考慮すると、本件補助金の支出に公益上の必要性を認められた被控訴人の判断は、裁量権の範囲を超えており違法である。

(2) 被控訴人

ア 控訴人の当審における補充主張はいずれも争う。

イ 児童福祉法の改正（前提事実(2)）により、障害児通所支援の実施主体は市町村とされ、和泉市は児童発達支援センターを市内に整備し、その維持を図る必要があった（前提事実(3)ア）のであるから、機能訓練士等の加配により生じた人件費相当額等については、一次的には、和泉市が負担すべきである。

ウ 本件補助金を交付したことは、上記のとおり和泉市が一次的に負担すべき費用を負担したにすぎないから、仮に本件補助金の交付申請から本件交付決定までの一連の行為が、既に本件補助対象事業が完了した状態でなされたものであったとしても、そのことは本件補助金の交付の適法性とは関係がない。

エ 本件補助金の額は、機能訓練士その他の専門職1人につき年間350万

円（ただし、保育士にあつては1人につき年間300万円）にすぎない（本件要綱の別表）。賃金構造基本統計調査（乙9）によると、機能訓練士その他の専門職の person 費は本件補助金の額を上回つており、加配した専門職の person 費を本件要綱に基づく補助金のみで賄うことはできず、被控訴人補助参加人の負担が発生している。そうすると、被控訴人補助参加人が収益の確保を期待し得ない状況の下で、平成28年度につき和泉市から本件補助金による財政的な支援が受けられなければ、被控訴人補助参加人が加配を解消するという事態を想定し得たといえる。

オ 以上によれば、本件補助金の交付は適法である。

(3) 被控訴人補助参加人

ア 控訴人が、当審では原審と異なり、本件補助金の交付自体が公益に資することについては争わないとしながら、なおも新たな主張をして公益上の必要性を争っているのは不当である。また、補助対象事業が「事実上終了」した状態とは、どのような意味なのか不明である。

イ 平成28年度の赤字の主たる要因は、児童発達支援部門の不振であった。放課後等デイサービス事業は収入割合も少ないものであり、これにより機能訓練士等の person 費を賄う考えは被控訴人補助参加人には全くなかつたものである。そもそも、被控訴人補助参加人は、和泉市が被控訴人補助参加人に求めた国の基準を超える人員配置の経費は和泉市が負担すべきであると主張してきたものである。

控訴人は、補助金名目ではなく、委託料又は負担金等の予算科目により措置すべきであるなどと主張するが、予算の科目名によって公金支出の違法性の有無が左右されるとは考えられない。

ウ 本件補助金の交付自体が公益に資することについては争わないとする控訴人が、本件補助金の支出の効果の有無で公益性を判断せよなどと主張すること自体、主張に混乱がある。公益性の有無は、効果の有無のみで決ま

るものではない。

平成29年度以降の補助金に関する控訴人の主張は、仮定に基づく単なる推論でしかなく、検討に値しない。

また、被控訴人補助参加人と医療法人徳洲会とは別の法人である。被控訴人補助参加人は、別の事業においても、老朽化した施設の新造や改築等のインフラ整備をする必要性に備え、組織内における歩留まりを確保する必要性がある。

エ 安易な財政支援はすべきでないという控訴人の主張はもつともであるが、本件補助金は、被控訴人補助参加人において、本件施設の継続的運用に不可欠なものであり、安易な財政支援には該当しない。

また、本件事業は、和泉市の財政的余裕の有無にかかわらず、優先的に維持されなければならない事業である。

オ 以上のとおり、控訴人の当審における補充主張はいずれも失当である。本件訴訟は、控訴人の配偶者であり和泉市議会議員である小林昌子に対する側面からの政治的宣伝活動の疑いが拭いきれない（丙8）。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件補助金の交付が地方自治法232条の2所定の公益上の必要性を欠くものではなく、本件交付決定及びこれに基づく支出命令が違法・無効であるとはいえないと判断する。その理由は、後記1のとおり補正し、後記2のとおり当審における補充主張に対する判断を付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1ないし3（原判決10頁14行目から15頁21行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の補正

原判決12頁11行目の末尾に「なお、被控訴人補助参加人が主張するように、平成28年度の上記赤字の主たる原因が児童発達支援部門の不振にあったとしても、本件補助金の額が上記加配により生じた人件費相当額の限度で算定

される限り、和泉市が負担するのは、上記加配により生じた赤字部分に限定されているといえるところ、本件交付決定において本件補助金の額が2647万4000円から2470万4000円に減額変更されたこと（前提事実(4)イ）も、上記加配につき補助すべき人件費を、賃金構造基本統計調査（乙9）に基づいて定めた基準額（保育士（保育士全員の内10人を除いた人数の限度で、かつ上限3名）につき1人300万円、保育士以外につき1人350万円）から補助対象基礎人数を下回る日数分を減じて算出し直したことによるものと認められるから（甲13、弁論の全趣旨）、本件補助金は上記加配により生じた人件費相当額の限度で算定されているものといえ、和泉市の負担も上記人件費相当額に限定されている。」を加える。

2 当審における補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、被控訴人補助参加人は機能訓練士等の加配を前提に応募したものであるから、これに伴う人件費の増加は被控訴人補助参加人が負担すべきものであり、人件費の増加を放課後等デイサービスの収益で補填しようとして計画していた被控訴人補助参加人の見通しが狂ったからといって、和泉市が責任を負う理由はないなどと主張する。

しかし、児童福祉法の改正法施行により、障害児通所支援の実施主体は市町村とされ（前提事実(2)）、和泉市においても本件基本計画等により児童発達支援センター（福祉型）を整備することとして、同センターの設置・運営事業者を公募した結果、被控訴人補助参加人を選定し、本件施設の運営開始に至っているのであるから（前提事実(3)ア・イ）、本件施設において実施される本件事業は、その実施主体である和泉市の責務に属するものである。

確かに、控訴人が指摘し被控訴人補助参加人が自認するとおり、本件施設の平成28年度の事業収支における赤字の主たる原因は、結果的には、放課後等デイサービスの不振よりも、むしろ児童発達支援部門の不振であったことがうかがえる（甲12～14）。

しかし、被控訴人は、本件事業の経費を放課後等デイサービス事業の収益で賄うことを想定していたものの（甲6・22頁）、被控訴人補助参加人においては必ずしもそうではなく、上記公募の際にも和泉市から具体的に予定が示されていた補助金（甲1別紙3号）により賄うことを想定していたものと認めるのが相当である（丙2）。そして、上記のとおり、本件事業が本来的にその実施主体である和泉市の責務に属するものであることからすると、少なくとも上記加配により生じた人件費相当額の限度で補助金の額が算定される限り、上記加配により生じた赤字部分は和泉市が負担すべきものといえるから、上記判示のとおり、その限度で算定された本件補助金の交付には公益上の必要性が認められる。

よって、控訴人の上記主張は採用できない。

- (2) 控訴人は、和泉市が負担すべき機能訓練士等の加配に伴う人件費を補助金で交付することは、相当の反対給付を求める点で、和泉市補助金等交付規則2条に反し許されず、委託料又は負担金等の予算科目により措置すべきものであると主張する。

しかし、被控訴人補助参加人が本件施設における本件事業に際して上記加配を行うことが上記規則にいう「反対給付」に当たるとはいえない上、委託料又は負担金等ではなく補助金として交付することが違法となるという根拠は見いだせない。

よって、控訴人の上記主張は失当である。

- (3) 控訴人は、本件補助金は平成28年度に実施された本件補助対象事業に対し支出されたが、同年度の事業が完了ないし事実上終了した後に支出されたものであるから、その効果は平成29年度以降の本件事業に関するものとなるところ、同年度以降については改めて補助金を申請すれば認められる可能性が高く、その補助金で賄うことができるなどと主張する。

しかし、本件補助金の交付時点において本件補助対象事業の期間（平成2

8年度)を経過していたからといって、直ちに公益上の必要性が否定されるものではないことは、原判決引用部分の判示(原判決「事実及び理由」欄の第3の3(1))のとおりであり、本件補助金は、上記のとおり飽くまで平成28年度における加配により生じた人件費相当額の限度で算定されているものであることからしても、平成29年度以降の補助金交付の見通し等にかかわらず、平成28年度における本件補助対象事業に対する補助金として公益上の必要性が認められる。

よって、控訴人の上記主張は採用できない。

- (4) 控訴人は、本件事業を行う医療法人徳洲会は多額の利益剰余金を有しており、本件補助金がなくても、損失は徳洲会グループで十分吸収が可能であるなどと主張する。

しかし、上記医療法人ないし徳洲会グループは被控訴人補助参加人とは別法人であり、上記医療法人等に被控訴人補助参加人の損失を補填すべき義務があるとも解されないから、控訴人の主張を採用する余地はない。

- (5) 控訴人のその他縷々主張する点を考慮しても、本件補助金に公益上の必要性が認められるとの前記判断を左右し得るものではない。

第4 結論

以上によると、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 田 中 俊 次

裁判官 竹 内 浩 史

裁判官 浅 见 宣 義